

Pick Up! 行政情報

活用しましょう！いろいろな助成制度

福祉医療費助成制度

市では、保険対象診療の医療費の一部を助成する「福祉医療費助成制度」を実施しています。7月1日からの受給要件は(下表)のとおりです。新たに該当するかたは、申請してください。

(受給要件)

医療区分	対象年齢等	所得制限基準額(平成27年分所得)
1 老人医療	65歳になる月から70歳になる月までのかた。ただし、1日生まれのかたは前月までを対象とします。	下記の①・②いずれの要件も満たすこと ①市(区)町村民税非課税世帯に属していること ②受給者本人の年金収入を加えた合計所得が80万円以下であること(年金収入が80万円を超えるかたは受給できません。)
2 乳幼児等医療	0歳児 1歳から小学校3年生修了前まで	保護者等の所得制限なし
3 こども医療	小学校4年生から中学校修了前まで ※15歳になった後の3月31日まで	保護者等の所得制限:それぞれの市(区)町村民税所得割税額が23万5千円未満
4 母子家庭等医療	◆母子・父子家庭等の父母とその児童 ◆父母と死別した児童等 ※いずれも児童が18歳になった後の3月31日まで	母等扶養義務者の所得制限:扶養人数が0人の場合192万円未満。扶養人数が1人増えるごとに192万円に38万円を加算した額未満
5 障害者医療	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級	受給者本人・配偶者・扶養義務者の所得制限:それぞれの市(区)町村民税所得割税額が23万5千円未満
6 高齢障害者医療	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級	

- 福祉医療費受給者証の更新 現在、福祉医療費受給者証をお持ちのかたは6月30日で有効期間が終了します。平成28年度(平成27年分)の所得が基準額未満のかたには、6月末に新しい福祉医療費受給者証を送付します。
- 現況届の提出 母子家庭等医療費助成制度を受給しているかたで、まだ現況届を提出していないかたは、至急提出してください。現況届の提出がないと、所得が基準額未満でも受給できません。
- 医療機関の適正受診にご協力を 救急の場合を除き、できるだけ平日の診療時間内に受診するなど、医療機関の適正受診にご協力ください。

問い合わせ 社会福祉課福祉医療係 ☎38-2076

夜間(午後5時～翌朝9時)水道修理事業当番表【6月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事業者」へ

- 平日の昼間は下記へ
- 土・日・祝日は市役所(☎31-2121)へ
- 夜間の修理は右の業者が待機しています。

問い合わせ  
水道工務課 ☎38-2083

店名	TEL	当番日
(資)神明商会	22-3565	1 7 13 19 25
原田商会	22-0706	2 15 21 27
前忠工業(株)	31-8548	3 12 18 24 30
(株)大阪商会	22-4446	4 10 16 29
西岡設備工業所	22-6900	5 11 17 23
越智商会	22-3708	6 9 22 28
中央水道工務所	22-3552	8 14 20 26

〈表〉

	平成31年6月30日までに補助事業を完了させるもの		平成33年6月30日までに補助事業を完了させるもの	
	補助率	限度額	補助率	限度額
改修費用	1/2	100万円	1/3	50万円
撤去費用	2/3	100万円	1/2	50万円

※助成を受ける場合は事前に申請が必要です。

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2109

兵庫県の屋外広告物条例に適合していないもの・許可を取得していないものについては、経過措置は適用できず、助成を受けることもできません。  
市から通知のあったかた・ご自身が掲出されている広告物の状況についてお知りになりたいかたは、左記へご連絡ください。

本年7月1日、「芦屋市屋外広告物条例」を施行します。7月1日の時点で兵庫県の屋外広告物条例に適合しているものについては、最低でも3年間はそのままする経過措置が適用されます。

芦屋市屋外広告物条例の施行に伴う助成制度

また、兵庫県の屋外広告物条例に適合しているものうち、芦屋市屋外広告物条例に適合させるための改修や撤去を行う場合(表)のとおり工事費の一部を助成します。

児童手当

問い合わせ 子育て推進課  
こども係 ☎38-2117

【主な支給要件】

- 支給対象となる児童 0歳から中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日までの日本国内に居住している児童※教育を目的とした海外留学の児童は対象となる場合があります。(国外留学3年以内等)
- 受給資格者 (1)支給対象となる児童を養育している父母等(2)支給対象となる児童が児童養護施設等に入所している場合は、施設設置者等(3)養育しているかたが複数いる場合は、児童と同居しているかた。(離婚協議中等の場合)

※公務員(独立行政法人等は除く)のかたは、勤務先へお問い合わせください。

■支給月額

年齢区分	所得制限限度額未満児童手当(月額)	所得制限限度額以上特例給付(月額)
3歳未満	15,000円	
3歳～第1・2子	10,000円	年齢にかかわらず児童1人につき一律5,000円
小学生 第3子以降	15,000円	
中学生	10,000円	

※3歳の誕生日を迎えた翌月から第1子および第2子の手当額は月額10,000円になります。  
※第1子・第2子・第3子の数え方は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の出生順です。

■平成28年度の児童手当所得制限額(平成27年中の所得で判定)

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

■支給時期および支給方法

支給日	支給対象月	備考
6月15日	2月～5月分	登録した口座へ振り込み。支給日が金融機関の休業日のときは前営業日に振り込み。
10月15日	6月～9月分	
2月15日	10月～1月分	

現在児童手当を受給中のかたへ <平成28年度現況届のご案内>

6月上旬に、継続の手続きである「平成28年度現況届」を送付します。未提出の場合、平成28年6月分以降の手当を受給できませんので、必ずご提出ください。  
※所得制限限度額以上のかたでも、給付がありますので、必ずご提出ください。  
(2～5月分の児童手当は、6月15日(水)に登録した口座へ振り込みます)

芦屋市エコ・エネルギーシステム設置費補助金交付制度

市では、二酸化炭素(CO2)の排出量を削減するための取り組みとして、自ら居住する市内の住宅にエネファームを設置した場合に、補助を行います。

■対象 次のすべてに該当するかた①市内に住所を有するかた②自ら居住する市内の住宅にエネファームを設置したかた③市税を滞納していないかた④過去に本市からのエネファームに係る補助金の交付を受けていないかた

■対象システム 国の民生用燃料電池導入支援補助金交付規程による補助金の交付を受けて設置し、平成28年1月1日から平成29年2月28日までに設置工事を終えたもの ■補助金額 一律4万円 ■申請期間 7月1日～平成29年3月31日までに、所定の申請書・添付書類を環境課へ持参下さい。※郵送不可 ※予算の上限に達した場合、受付を終了

問い合わせ 環境課 ☎38-2051